

速報第3595号 R4.11.11発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	4年 決算特別委員会 11月10日	質 問 者	菊地 葉子 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 特別支援教育について (一) 教育環境について 1 生徒数の推移について 特別支援学校の幼児・児童生徒数について、昨年度までの5年間、推移はどのようになっているのか伺います。</p>	<p>(道立学校配置・制度担当課長) 幼児児童生徒数の推移についてでございますが、本道の国立、公立、私立を合わせました特別支援学校の幼児、児童生徒数は、訪問教育学級の在籍者も含めまして、平成29年度は、5,817人、平成30年度は、5,878人、令和元年度は、5,996人、令和2年度は、6,013人、令和3年度は、6,049人でございます。平成29年度と令和3年度を比較すると、232人の増となっております。</p>	<p>高校教育課</p>		
<p>2 教室不足等について 生徒数は大幅に増えています。教室不足・狭あい化について、これまでも指摘を行ってきたところですが、特別支援学校で、昨年度時点で特別教室等を転用している学校数はいくつか。また、それでもなお不足する学校数はいくつか伺います。</p>	<p>(道立学校配置・制度担当課長) 教室不足の状況についてでございますが、昨年10月時点で、道立特別支援学校67校のうち11校におきまして、在籍者数の増加に伴い教室不足が生じており、これらのすべての学校におきまして、特別教室の転用や教室の間仕切りなどを行ったことにより、必要となる普通教室は確保できております。</p>	<p>高校教育課</p>		
<p>3 教室不足への対策と効果について 必要となる普通教室は確保できていると言いますが、特別支援学校の生徒数増加による教室不足について、どのような対策を講じ、どれだけ改善をされたのか。また、昨年度までの5年間で、何件整備を実施し、金額はいくらになったのか、併せて伺います。</p>	<p>(道立学校配置・制度担当課長) 教室不足への対応等についてでございますが、特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、道教委ではこれまで、既存施設などを活用した学校の新設や、校舎の増築に加えて、通学区域の見直しなどを行ってきておりまして、令和元年度の調査と令和3年度の調査を比較いたしますと、こうした対応により、教室不足が生じている学校数は17校から11校となり、不足する教室の合計数は、112室から104室へ減少しております。 また、平成29年度から令和3年度までの5カ年におきましては、知的障がいのある特別支援学校を4校開校しましたほか、1校で校舎の増築を実施しており、これら5件の整備費は、合計で約29億4千万円となっております。</p>	<p>高校教育課</p>		
<p>4 文科省の調査について 不足する教室数が、なかなか改善していません。 昨年10月の文科省が調査した教室不足の解消に向けた集中取組計画策定について、北海道は策定有と回答していますが、どのような計画かについて伺います。</p>	<p>(道立学校配置・制度担当課長) 集中取組計画についてでございますが、令和2年1月の文部科学省からの通知に基づきまして、道教委では、令和6年度までの集中取組期間における特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組に関する計画を令和3年3月に策定をいたしました。 本計画では、緊急度の高い学校から校舎の増築や通学区域の見直し、空き校舎など既存施設を活用した整備を行うほか、適切な就学の場を確保できるよう、市町村教育委員会など関係機関と連携し、多様な学びの場の充実・整備に取り組むといった、教室不足の解消に向けた取組の基本的な方向性を定めております。</p>	<p>高校教育課</p>		
<p>(再質問) この集中取組計画ですが、公表しているのでしょうか。公表していないとしたら、それはなぜか伺います。</p>	<p>(道立学校配置・制度担当課長) 計画の取扱いについてでございますが、集中取組計画は、教室不足の解消に向けた取組の基本的な方向性を道教委内で整理したものでございまして、公表はしていませんが、今後、具体的な取組を進めるに当たりましては、その内容をお示ししつつ、保護者など関係者の意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。</p>	<p>高校教育課</p>		
<p>5 計画の具体的数値について 文科省の通知では、総合的・計画的な取り組みをより一層推進とされています。この通知に照らせば、解消する不足教室数など、具体的数値が道の計画で示されるべきと考えますが、計画に示されていないのはなぜかについて伺います。</p>	<p>(道立学校配置・制度担当課長) 具体の計画についてでございますが、特別支援学校の在籍者数は、学校によって年度毎に増減が見られるなど、一定ではないことに加えまして、利用可能な施設や敷地も限られており、教室不足の解消に向けては、今後の児童生徒数の推移や施設の状況、地域の実情などを踏まえて、慎重に検討していく必要がございます。 そのため、集中取組計画におきましては、今後の取組の基本的な方向性を示し、この考え方に沿って、令和4年度までに具体の対応を検討した上で、令和5年度以降、順次取組を進めることとしたものでございます。</p>	<p>高校教育課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(再質問) 集中取組計画には、具体的な数値を示していないが、このような計画で、本当に教室不足の解消が可能なのか伺います。</p>	<p>(道立学校配置・制度担当課長) 教室不足の解消についてでございますが、集中取組計画で示す基本的な方向性に沿って、児童生徒数の推移や施設の状態、地域の実情などを踏まえて、具体の対応を検討することとしておりまして、教室不足の解消に向けて、着実に取組を進めてまいりる考えでございます。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>6 特別教室の転用解消について 他の県では、集中取組計画の中で具体的な学校・期間を設定し、整備スケジュール等についても明らかにしています。道の計画では、計画の検討に留まっていますが、この検討の中に特別教室の転用解消は含まれているのか伺います。</p>	<p>(道立学校配置・制度担当課長) 特別教室についてでございますが、障がいの状態に応じたきめ細かな指導や支援を行う上で、必要となる教育環境を確保することは重要でございます。特別教室等を転用する場合であっても、音楽室や視聴覚室、調理室など使用頻度が高く、専用の教材や教具を必要とする特別教室は維持するなど、学校全体の教育活動に支障が生じないように配慮してきております。 今後、教室不足に対応するための具体の対応を検討するに当たりましては、普通教室と併せて、必要となる特別教室を確保するなど、望ましい教育環境の整備に努めてまいりる考えでございます。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>(再質問) 普通教室の不足を特別教室の転用により対応しているとのことですが、転用による子どもたちの学習に影響が出ているのではないのでしょうか。道教委としてどのように考えているのか伺います。</p>	<p>(道立学校配置・制度担当課長) 教育活動への影響についてでございますが、特別教室を転用することによりまして、例えば、様々な学習を普通教室で行わざるを得なくなるほか、児童生徒が、心理的に不安定になった場合などに、気持ちを落ち着かせるために必要な場所の確保が難しくなるなど、教育活動に少なからず影響があるものと考えておりまして、望ましい教育環境を確保する観点から、改善を図っていく必要があると考えております。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>7 教室不足・狭あい化解消に向けた道の現状認識について 特別支援を必要とする生徒数は増加の一途を辿っており、慢性的な教室不足が深刻化しています。道の対応はこれまでの枠を出ておらず、対策が遅れていると言わざるを得ません。道として、現状をどのように認識しているのか伺います。</p>	<p>(道立学校配置・制度担当局長) 現状への認識についてでございますが、障がいのある子どもたちやその保護者の専門的で質の高い支援や指導へのニーズの高まりなどを背景に、特別支援学校での就学を希望する児童生徒の増加傾向が続いており、こうした状況を踏まえまして、道教委では、これまで、学校の新設や増築、通学区域の見直しなど、必要な対策を行い、教育環境の確保に努めてきております。 こうした対応にも関わらず、一部の学校においては、それを上回るペースで児童生徒数の増加が続き、教室不足が依然として続いておりまして、こうした現状は、障がいのある子どもたちが、安心・安全に学校生活を送り、必要な支援や指導を受ける上でも、憂慮すべき状況であり、早急に対応しなければならない重要な課題と認識しております。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>8 具体的計画の策定について それならば、なおさら具体的な対策が必要なんです。文科省の通知では、令和2年度から令和6年度までの期間において、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行うこととされています。にも関わらず、道の計画では令和6年度まで計画検討に留まっています。真剣に教室不足・狭あい化の解消をする決意が見えませんか。 整備スケジュール等も含めた具体的計画の策定をいつまでに行うのか。また、教室が不足している現状を、道も認識しているにも関わらず、教室不足解消に向けた集中取組計画は具体的内容がなく、次年度からの方針案の内容も前回と同様の対策に留まっています。課題解決に向けて、具体的にどのように取り組むのか、教育長に伺います。</p> <p>(指摘) 教育環境の改善を考えると、私はいつも子どもの成長というものを考えます。子どもの成長って待たないですから、今現在も100以上の不足数、これがどれほど影響しているのかと考えるわけです。是非、スケジュールを立てながら、確実な解消に向けて頑張ってください、そのことを指摘して、次の質問に移ります。</p>	<p>(教育長) 特別支援学校の環境整備に関しまして、今後の取組についてでございますが、障がいのある子どもたち一人一人が、障がいの状態などに応じたきめ細かな指導や支援を通じて、自らの可能性を最大限に伸ばしていくためには、教育環境の整備が極めて重要であります。 道教委では、これまで、教室不足が課題となっている学校を職員が直接訪問をし、施設の状態や教育活動の実施状況など、学校の実情の把握に努めてきたところであり、こうした取組により得られた情報なども踏まえまして、今後の児童生徒数の推移や学校、地域の実情、老朽化の状況などを総合的に勘案した上で、令和4年度までに緊急度の高い特別支援学校を優先して、具体の対応を検討し、特別支援学校の教育環境の改善・充実に向け取組を進めてまいります。</p>	<p>高校教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>二 包括的性教育の推進等について</p> <p>(一) セクシュアルヘルス＝性の健康について 議論の前提として、WHOが定義する「セクシュアルヘルス＝性の健康」とは何かをまずお示ください。</p>	<p>(健康・体育課長) セクシュアルヘルス、いわゆる性の健康についてでございますが、WHO世界保健機関の定義によると、「性の健康」とは、性別や性的指向、性自認、性に関する意識や行動を総称する「セクシュアリティ」に関連する、身体的、感情的、精神的、社会的に幸福な状態であるとさせていただきます。</p> <p>さらに、性の健康は、単に病気、機能障害又は虚弱がないということを目指すものではなく、強制や差別、暴力のない、楽しく安全な性的体験をする可能性が必要であり、性の健康が達成され、維持されるためには、全ての人の性的権利が尊重され、保護され、実現されなければならない、とされているものと承知してございます。</p>	健康・体育課
<p>(二) 人権としての性教育実践について 単に性感染症がない状態や生殖機能が正常であることのみならず、全ての人が性感染症から身を守るための情報やケアへのアクセスがあること、強制・差別・暴力とは無関係に性的な経験、性的な喜びを得られる権利を有することが明記され、セクシュアルヘルスは人権の一部とみなされています。</p> <p>道教委は性教育を「性に関する指導」と呼称していますが、性教育においてセクシュアルヘルスは人権であるという概念はどう反映され、性教育にどう実践されてきたのか。昨年度決算と併せてお示ください。</p>	<p>(健康・体育課長) 性に関する指導の実践についてでございますが、性に関する指導は、すべての学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるようにすることを目的に実施してございます。</p> <p>指導に当たっては、体育科や保健体育科はもとより、学校の教育活動全体を通じて、教科等横断的に指導することが大切であり、指導の過程において、人権の尊重はもとより、自他の健康に対する責任感、良好な人間関係など人間尊重の精神に基づいて行われております。</p> <p>なお、道教委において、性に関する指導について予算を伴う事業等は実施してございません。</p>	健康・体育課
<p>(三) これまでの道教委による性教育指導文書について 道教委が平成19年3月に策定した「学校における性教育を進めるために」という性教育指導文書には、「生命尊重」「人間尊重」などの文言は明記されていますが、「人権」という言葉は存在していません。</p> <p>また、「男女平等の精神に基づく正しい異性観」「男女の人間関係」など、性のあり方があたかも男女のみであるかのような記述が「学校における性教育の基本的な考え方」で明記されています。</p> <p>この指導文書は現在使用されていないとのことですが、こうした記述を道教委として不十分、不適切と認識しているのか伺います。</p>	<p>(健康・体育課長) 道教委が作成した指導資料についてでございますが、本指導資料は、各学校において、教職員の共通理解の下、充実した取組が進められるよう、道教委が、学識経験者や道内の養護教諭等に執筆を依頼し、性教育指導資料及び保護者用資料として、平成19年3月に発行したものでございます。</p> <p>本資料は、発行からおおよそ15年が経過し、その間、社会の変化や学習指導要領の改訂などにより、記載が現行の指導内容と異なりますことから、現在は使用しておらず、各学校においては、現行の学習指導要領に対応した、文部科学省が発行する「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」を活用するなどして、児童生徒の実態に応じた性に関する指導を実践しているところでございます。</p>	健康・体育課
<p>(四) 性教育に関する研修について 道教委は、令和2年度まで「性教育研究協議会兼薬物乱用防止教育研究協議会」を年1回開催してきました。しかし、令和3年度から隔年開催に変更されました。性教育は健康教育推進研修会の一部として実施するとされていますが、性教育の位置づけが後退したと受け止めざるを得ません。</p> <p>より性教育の必要性や関心が高まっている中で、性教育を全体の一部として捉えるのではなく、より積極的な開催を再検討すべきではありませんか、伺います。</p>	<p>(健康・体育課長) 性の指導に関する研修についてでございますが、今日の児童生徒には、肥満や生活習慣の乱れ、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など、多様な健康課題が生じておりますことから、各学校においては、全ての教職員が連携しながら、教育活動全体を通じて、課題解決に取り組むことが重要でございます。</p> <p>このため、道教委では、多様化する健康課題等に対応するため令和3年度から開催しております「健康教育推進研修会」において、複数の課題から、その時々で重点的に取り扱う健康課題を設定してございますが、性に関する指導については、少なくとも2年に1度は取り上げることとしておりまして、昨年度は、警察職員を講師として招へいし、SNSに起因する性や薬物の問題に関する講義を行うほか、中学校の養護教諭による実践発表を行い、その成果の普及に努めたところでございます。</p> <p>なお、本研修会で、感染症対策やアレルギー対応等を主要なテーマとした場合でありましても、行政説明や協議等の場面において、性に関する指導の観点も取り入れながら実施することとしておりまして、道教委といたしましては、引き続き、性に関する指導の充実を含め、児童生徒の健康教育の一層の充実に取り組んでまいります。</p>	健康・体育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(五) 国際セクシュアリティ教育ガイダンスについて ユネスコが発表した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は、包括的性教育のあるべき姿を示した国際的指針として、現在大変注目をされています。同ガイダンスの内容を伺うとともに、道教委としてどう認識しているのか、伺います。</p>	<p>(健康・体育課長) 国際セクシュアリティ教育ガイダンスについてでございますが、UNESCO国際連合教育科学文化機関によりますと、国際セクシュアリティ教育ガイダンスとは、健康と福祉を促進し、人権とジェンダー平等を尊重し、子どもや若者が、健康で安全で生産的な生活を送る力を与えるための、質の高い包括的なセクシュアリティ教育を提唱するものであると承知をしております。 道教委としては、性に関する指導は、人権の尊重はもとより、自他の健康に対する責任感、良好な人間関係など人間尊重の精神に基づくことが重要と認識をしております。すべての学校におきましては、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、教育活動全体を通じて行うことが大切であると考えてございます。</p>	健康・体育課
<p>(六) いわゆる「はどめ規定」について 現行の学習指導要領では「妊娠の経過は取り扱わない」などと学習を制限するいわゆる「歯止め規定」があり、包括的性教育の推進に背を向けています。学習指導要領は、各学校で教育課程を編成する際の基準である一方、大まかな教育内容であること、地域や学校の実態に応じて教育課程を編成することができ、学校において特に必要がある場合は、学指導要領に示していない内容を加えて指導することが出来ると、総則に示されています。また、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる」とあります。つまり、包括的性教育の授業も設けることが可能であるということです。 中学生において性交や避妊、中絶等に関する学習をすることは、現行の学習指導要領の下でも何ら問題なく、極めて重要な学習課題であると考えますが、見解を伺います。</p>	<p>(指導担当局長) 性に関する指導の内容についてであります。学習指導要領においては、例えば、中学校の保健体育科の保健分野において、「思春期には内分泌の働きによって、生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること」について指導することとされております。その内容について、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まる」という観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」とされております。 この趣旨については、性に関する指導に当たり、発展的な内容を教えてはならないという趣旨ではなく、個々の生徒間で発達段階の差異が大きいことなどから、全ての生徒に共通に指導すべき事項ではないとされているものでありまして、道教委としては、こうした学習指導要領の趣旨に基づき、各学校が、一人一人の児童生徒の発達段階や負担過重に配慮しつつ、教育活動全体を通じて、指導の充実を図ることが重要と考えております。</p>	健康・体育課
<p>(七) 包括的性教育の推進について これまで性教育は「触れてはいけないもの」とタブー視する見方がありました。しかし、性暴力や予期せぬ妊娠を防ぎ、若者が自分の体のことを自分で決める力を育むためにも、包括的性教育の必要性はこれまでになく増していると考えます。 我が会派は先般、文部科学省との交渉を実施したが、国際セクシュアリティ教育ガイダンスで謳われている人権教育自体が否定されるものではないとの回答がありました。性教育は人権教育と明確に位置付け、国際セクシュアリティ教育ガイダンスを道教委自身がよく研究し、教育実践に活かす立場で取り組むべきではないかと考えますが、教育長の所見を伺います。</p>	<p>(教育長) 性に関する指導の充実についてであります。各学校では、性に関して、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて指導しております。 国際セクシュアリティ教育ガイダンスなど、包括的性教育については、現在、国会等でも活発に議論が行われていると承知をしており、道教委としましては、引き続き、その推移を注視するとともに、性に関する指導が、道徳教育や人権教育などとも関連を図りながら、教科横断的に指導を行うことにより、児童生徒が性や人権などを正しく理解し、適切な行動を取ることができるよう、健康教育推進研修会など、各種研修会の場を活用するなどして、引き続き、各学校への指導の充実に向けてまいります。</p>	健康・体育課